

第二回 國家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案 両院協議会會議録第一号

昭和二十三年七月五日(月曜日)午後十一時九分開会

昭和二十三年七月五日(月曜日)衆議院議長において、協議委員を左の通り指名された。

- 工藤 鐵男君 小澤佐重喜君
- 高橋 英吉君 米窪 満亮君
- 竹谷源太郎君 笹口 晃君
- 椎原 三郎君 坪川 信三君
- 松原 一彦君 成重 光眞君

同日、互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

- 議長 米窪 満亮君
- 副議長 高橋 英吉君
- 下條 康麿君 松井 道夫君
- 小野 哲君 鈴木 安孝君
- 岡田喜久治君 中井 光次君
- 前之園喜一郎君 太田 敏兄君
- 伊藤 修君 千田 正君

同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

- 議長 伊藤 修君
- 副議長 下條 康麿君
- 出席委員
- 衆議院側
- 議長 米窪 満亮君
- 副議長 高橋 英吉君
- 工藤 鐵男君 小澤佐重喜君
- 竹谷源太郎君 笹口 晃君
- 椎原 三郎君 坪川 信三君
- 松原 一彦君 成重 光眞君

- 議長 伊藤 修君
- 副議長 下條 康麿君
- 松井 道夫君 小野 哲君
- 鈴木 安孝君 岡田喜久治君
- 中井 光次君 前之園喜一郎君
- 太田 敏兄君 千田 正君
- 衆議院事務局側
- 参事(委員部長) 鈴木 隆夫君
- 参議院事務局側
- 参事(委員部長) 河野 義克君
- 参事(委員部長) 佐藤 吉弘君

○國家行政組織法案

○刑事訴訟法を改正する法律案

〔抽籤により米窪満亮君議長席に著く〕

○議長(米窪満亮君) それでは議にまゝりまして、私が今日の両院協議会の議長を勤めることに相成りました。尙参議院の協議委員議長には伊藤修君、副議長には下條康麿君、衆議院の協議委員議長には不肖私、副議長には高橋英吉君が当選されました。右御報告申上げます。

ちには御協議に入つて頂きたいと存じます。では衆議院側から御説明を願います。小沢君。

○小澤佐重喜君 只今議長のお話になりました國家行政組織法案中、議題になりました衆議院側の意向を極く端的に結論だけを申上げることにはいたしません。それは十七條の「各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する。」という衆議院の議決に對して、参議院側におきましては、これから申上げるように修正して参つたのであります。即ち第二項中「次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、省務を整理する。」という趣旨の修正でございますが、衆議院側といはしめては、やはり衆議院で大体決定いたしましたように、「大臣不在の場合その職務を代行する。」、こういう点は復活として貰いたい、というのが衆議院側の意向であります。併しそれ以外もよろしいという考え方になつておりますが、ただ十八條の総務長官が参議院の修正によりましてなくなる關係上、この修正案にもない、又衆議院の原決議にもない文字を多少変更するところが適當と考えますので、最後の結論であります十七條の衆議院側の意向を申上げて、御協議を願いたいと思つて存じます。即ち衆議院側といはしましては、第十七條を「各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。次官は大

を臣助け、政策及び企画に参画し、省務を整理し、大臣不在の場合その職務を代行する。」という文案に是非御同調願いたいと存する次第であります。

然変更になることには對しては異議はないのであります。ただこの二十四條、即ち修正案に基く二十五條であります。その五行目に「次官及び総務長官は」というのを参議院側で修正されずに来たことは、恐らくこれは何かの手落ち、手落ちと言いますか、事務かなんかの間違いだろと思つて、十八條が変更されれば「及び総務長官」というのは同時に修正されて来なければならぬ文字だと思つて、この點に對しましては、私共は改めて「次官は」ということにしまして、総務長官といふものを削ることだけをして、恐らく御同意下さることと思つては、恐らく御同意下さることと思つては、念のために申上げて置きます。その他は全部参議院の修正案を認めることにいたします。

○議長(米窪満亮君) 只今衆議院側の御説明をお聴きの通りであります。が、この際際際に移して、時間もありませんから、早急に成案を協議しては如何かと思つて存じます。

○小野哲君 甚だ恐れ入りますが、今お示しになりました衆議院の十七條の結論は、これはもう一度ゆつくりお聴かせ下さい。それと十八條の關係でございます。

○小澤佐重喜君 それでは先に文案だけを申上げて置きます。十七條の第一項は動きません。第二項「次官は大臣を助け、政策及び企画に参画し、省務を整理し、大臣不在の場合その職務を代行する。」そして「次官は、特別職とする。次官は、大臣の命を受け、政策及び企画に参画し、大臣不在の場合その職務を代行する。」という文案は、従来は「大臣の命を受け」という文字では、従来は「次官と殆んど変わらない、それよりもむしろ「大臣を助け」と言つた方が実質的な副大臣の職務を活かすの感じが、びつたり来るのじゃないか、こういう意味からでありますし、更に「省務を整理し」ということは、総務長官の職務事項の中に「上官を助け、省務を整理し」という言葉がありますので、いわゆる総務長官の職務も次官がとるのだという趣旨におきまして「省務を整理し」という言葉を加えたわけであり、実質的に申しますれば従来は事務次官の職務と、更に副大臣の立場とを一切総括した職務にしたい、というのが、十七條の只今申上げた修正の趣旨でございます。

○議長(米窪満亮君) 衆議院側の説明お分りになりましたか。

○下條康麿君 二十四條の第二項の「次官及び総務長官」の「及び総務長官」を削るのですね。

○小澤佐重喜君 そりです。ですから、これは恐らく当然削られて来るわけですから、総務長官を削つた以上は、ちよつ

と見落しだろうと想像されます。

○下條康慶君 原案に削つてあつたが、後で書くときに議事部の方で落したのだそうです。悪しからず……

○小澤佐重喜君 そりうことなら、訂正を衆議院まで出して頂ければ……

○議長(米窪瀧高君) それでは御懇談に移ります。

○午後十一時十九分懇談会に移る

○下條康慶君 今の十七條第二項の「次官は省務を整理し、これはこちらに入つておるのですか。」

○小澤佐重喜君 「省務を整理しは、あなたの方で入れたのを受けたわけですから。」

○下條康慶君 要するに「次官は大臣の命を受け」を「大臣を助け」、それから整理の下は大臣不在の場合云々として副大臣の職務、これを活かすというわけですか。

○小澤佐重喜君 そりうです。

○下條康慶君 十八條は削除ですね。

○小澤佐重喜君 その他は、二十四條を除いては全部参議院の修正を認めるという趣旨です。

○岡田喜久治君 ちよつと小沢さんにお尋ねしますが「次官は、特別職とする」と書いてある。これは別給規定されておる特別職の中に、次官を挿入するということであれば、つまりこの次官なるものは国会議員をしてこれに充てるということを示した規定は、書かんでもよろしいものですか。書くという極めて明瞭になるように思うのですが、心持はどうですか。

○小澤佐重喜君 これは衆議院の方で、国会法改正と、この行政組織法の改正について、この問題が可なり論議されたのであります。それで御承知の通り国会法の三十九條には、総理大臣、國務大臣、官房長官は国会議員と兼ねることができるといふ規定があります。その規定の方で、この改正された行政組織法の十七條の次官をそこで活かしただ方がよろしいという意味におきまして、この「総理大臣、國務大臣、官房長官」の次に「及び各省次官」といふことを入れて、これは衆議院の案通りあなたの方から御決定下さいまして、確定しておる案なんでありまして、従ひましてこの次官は特別職ではあるが、而も国会議員がこれを兼ねることができるといふのは、国会法によつて、二つ合せることによつてはつきりするわけでありまして、従つて特別職ということには変わりはありませんが、その特別職は、国会議員が国会法の第三十九條によつて兼職禁止の規定がありますから、そちらの方の規定を持つて来て国会議員が兼ねることになつておりますから、実際問題といたしましては国会議員でなくてもできるのでありますけれども、事實上においては、必ずこの内閣は恐らくは国会議員を以てこれに充てることと私共も想像するに難くないのであります。恐らくはそうした意味におきまして、我々は今後のこの行政組織法の施行後におきましては、必ずこの十七條の次官には、衆参兩院の議員がこれに任命されることと確信いたしております。

○岡田喜久治君 つまり明瞭に、むしろ国会議員を以てこれに充つということとをここに書いていいわけなんですか。如何でございませうか。

○下條康慶君 私の決算委員会の関係上これを承諾いたします。衆議院案に賛成いたします。正式に後で申し上げますが、懇談会ですから今……

○小澤佐重喜君 今の岡田委員のお言葉でありまして、法の一般的建前は、例えは國務大臣にいたしましたも、三十九條で国会議員と兼ねることができると規定し、官房長官もそりう建前になつておりますから、次官だけを国会議員を以て充つということにしてしまつと、原則として国会議員の兼職禁止ということが三十九條にありますから、その精神とちよつと背反するようになつたらんかというふうな趣旨で、国会議員も兼ねるといふようなことになつて、事実上は国会議員がこれに当るのだという考え方でありまして、むしろこの国会法を全面的に改正しない限りは、他の國務大臣若しくは官房長官の関係等から……

○議長(米窪瀧高君) 懇談はこれで大体終了したものと認めてよろしうございませうか。

○岡田喜久治君 簡単なお尋ねですが、もう一つお答え願ひます。これはどういふふうなお扱いでございませうか、これに絡まつてお尋ねします。

○小澤佐重喜君 これは勿論法律的には確定したことはございませませんが、大体衆議院における運営委員会の空気が、或いはその他の外部の空気を総合いたしますと、少くともこれが認められた外に、政務官を……、一名か或いは二名かは決まつておりませぬけれども、やはり設けて、そりうして国会と各省との連絡を取らうという気持は各派にあると思ひます。但し具体的に一名になるか、二名になるかということは、その法律の政務官法が改正される場合でなければ断言することはできないと思ひます。

にどうしてもこれは同調願えませんが、どうかですか。

○小澤佐重吉 大体衆議院側といいたしましては、その他の点につきましては現段階においては同調できないから、よく研究した上で、その施行期日は一月一日でありますから、その上で更に修正すべき点が見付かつたならば、あとで修正して適当に処置してもいいのではないかと、現段階ではこの二点以外には全然懸念ないという趣旨に立つております。

○伊藤修君 衆議院側のお説はよく分りますが、少くとも刑事訴訟法が来るの一月一日から施行されるのでありまして、施行される前に再び国会が議決したものを変更するという事は、ちよつと国会の権威にも関するところ考へまして、我々としては、できる限りよき法律を作りたい、ここに盛られたのは、一々説明するまでもないと思ひますが、いずれも朝野の考慮を必要としておつて、常に強く主張しておつた点を我々は感つた次第でありますから、尙一つこの点に對しまして懇談会を開いてその点の考慮を煩わしたいと思ひます。

○議長(米窪瀧高君) それではこれから懇談会に入ること御異議ございませんか。

○議長(米窪瀧高君) いや、極めて簡単に分くらぬ懇談をしたと思うのですが、どうぞ……

午後十一時三十一分懇談会に移る

午後十一時三十三分懇談会を終る

○議長(米窪瀧高君) それでは懇談会を終ります。引続き協議に入ります。只今小澤君から説明された衆議院側の意見に對して、参議院側から御意見を伺ひます。

○伊藤修君 先程も申しました通り、参議院側といつたしましては非常な努力と確信を以てこの法案を修正いたしました次第であります。この修正に對して衆議院側として全部御同意願ひたいと考へる次第であります。時間もすでに切迫して居る次第でありますから、衆議院側の御趣旨を我々としては呑んで、少くともこの第四十條及び第三百四條だけは是非とも御同意願ひたいと思ひます。

○小澤佐重吉 いろいろその点につきましては、先程もたび／＼申上げました通り、すでに協議会を開くというときには、各党々々で代議士会を開きまして、そうして、これとこれとということでも漸く一致した問題でありまして、今ここで非常な名論を承つたといつたとしても、又私共が何うかといつたとしても、現在の段階におきましては、これ以上どうにもできないような情勢に置かれておられますので、今回の問題にいたしましては、差当りこの二つだけを呑んで後は我慢して頂くように、折入つてお願いいたします。

○伊藤修君 重ねてちよつと申上げたいのですが、四十條ですね。これは弁護士の仕方なくと申上げるまでもないが、常に危険にさらされておることとして、今度の刑事訴訟法の上におきましても、とにかく公判事前に相當の調査をしなければならぬ。検事の方は調査ができて、弁護士の方は調査ができない。若し調査した場

合には常に偽証として迷惑を被むる、現に最近坂本博士はそのために難儀をして来たというような事例もある。我々野法曹としては常に脅威を受けて、これを明らかにすることは野法曹の弁護行使の上にも大きな力となる。この点だけは是非御考慮願ひたいと考へる次第であります。第三百四條は御承知の通り、新しい刑事訴訟法が英米主義を採つておるのでありますから、これを首尾一貫いたしまして、どうしても交互尋問主義というものを採用したい。これは野法曹として常に我々の方にも要求されておることは夙に御承知のことと思ひます。かようにいたしましたして現在の法規と明確に區別をして、この刑事訴訟法の運用に入りたいと思ひます。少くともこの二点だけは控へて一つ御意見を煩わしたいと考へておるのであります。

○小澤佐重吉 たび／＼同じような話が出まして誠に失礼であります。御所論の趣旨については相当首肯すべき点もあると思ひます。併しながら今申上げました通り各党が協議を決定し、そうして各派交渉会で一致した意見でありまして、この時間のないときに、この問題について更に検討する余地は絶対にございませんので、若しどうしても強く御主張なさるとすれば、我々の立場としては全部主張を變えるより外ないような誠に残念な立場になつておりますから、どうか控へて折角、たとへ二つの点だけでも協調できたのでございまして、どうぞ控へてこの協議会が成立するようにお願いいたします。

○伊藤修君 重ねて申上げるように甚だ恐縮でございますけれども、只今申上げました通りの理由でありまして、この刑事訴訟法を活かすという御趣旨ならば、是非ともこの二点を御賛成願ひたいと思ひます。殊にこの両院協議会においてこれができないといふことになりますれば、甚だ遺憾な点も多いと存じますが、(議長時間がない)「駄目です」「反対」と呼ぶ者あり、尙一つ御考慮願ひたいと思ひます。

○高橋英吉君 第三国会で修正すればできんことはないのですから、国会の威信とか何とかいふ問題は枝葉末節じやないかと思ひますが、そういう点で、一つ時間もないので、この程度で結論を付けて頂きたいと思ひます。

○下條康徳君 討論を終結しないと時間がないです。

○議長(米窪瀧高君) ちよつと待つて下さい。如何ですか。討論を終結することに御異議ございませんか。

○議長(米窪瀧高君) それでは討論を終結します。小澤君から説明された衆議院側の御意見に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(米窪瀧高君) 起立多数、三分の二以上に達しました。よつて小澤君から説明された案は両院協議会の案となりました。これを以て両院協議会を終ることにいたします。

午後十一時四十一分散会
出席委員は左の通り。

議長 伊藤修君
副議長 下條康徳君
太田敏見君
中井光次君
前之園喜一郎君
岡田喜久治君
鈴木安孝君
小野哲君
松井道夫君
千田正君

衆議院
議長 米窪瀧高君
副議長 高橋英吉君
工藤鐵男君
小澤佐重吉君
竹谷源太郎君
笹口晃君
推熊三郎君
坪川信三君
松原一彦君
成重光眞君

参議院
委員部長 河野義克君
佐藤吉弘君
委員部長 鈴木隆夫君

付託議案
一、國家行政組織法案
一、刑事訴訟法を改正する法律案

國家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案

昭和二十三年九月二日印刷

昭和二十三年九月三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局